## 正倉院事務所保存課研究職員の採用について

募集人員 1名

採用後の職務 正倉院宝物の保存管理と美術工芸品(古文書・染織品は除く)の技法及び 構造に関する調査・研究業務

採用後の処遇 国家公務員・内閣府技官(研究職)

給与:学歴・経験を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。

(参考) 大学院修士課程修了直後に採用された者の俸給月額(236,700円程度) なお、上記の他条件に応じて諸手当が支給されます。

(注) この額は、令和6年12月20日現在の「一般職の職員の給与に関する 法律」の規定によるものです。

勤務時間等 原則、午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く) 日勤勤務(ただし、月3回程度の宿直業務有り。)

勤務地 奈良県奈良市雑司町129 宮内庁正倉院事務所

応募資格 美術工芸(実技を含む。古文書・染織品は除く)、日本もしくは東洋美術史等の専門教育課程を経て大学院修士課程を修了した者(令和7年3月に修了見込みの者を含む)、又はそれと同等以上の学力を有すると認められる者。なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることでできない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けること がなくなるまでの者
- ・一般職の公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者(令和7年度における定年年齢は62歳)

求める人材 真摯に職務に取り組むことのできる、永年勤続可能な者。

採用予定時期 令和7年4月1日

応募書類 (以下の全件を一括して提出すること。)

- (1)履歴書(写真貼付) 1通(連絡用メールアドレス記入のこと)
- (2)大学学部卒業証明及び成績証明 1通
- (3)大学院修了証明及び成績証明 各課程1通
- (4)博士学位取得証明 1通(取得者のみ)
- (5)志望動機(2000字以内。様式随意)

(6)業績目録(著作目録のほか調査歴・修復歴等もここに含める)。書式は自由とするが、著作については著書・論文・報告文など種類別(かつ発表順)にまとめ、このうち連名の業績については応募者の分担範囲を明示すること。

また、卒業論文、修士論文、博士論文は、著作に含め、それぞれ 400 字以内の要旨を別途添付すること。

(7)主要業績。上記著作目録に掲げられたものの中から3点以内を提出 (抜刷あるいはコピー可) すること。

書類送付先 〒630-8211 奈良市雑司町129

宮内庁正倉院事務所 庶務課長 あて

必ず簡易書留とし、封筒の表に「保存課研究職員応募書類在中」と朱記すること。なお、不採用となった場合は、応募書類は返却するので、宛先を明記のうえ返信用切手(簡易書留)を貼付した返信用封筒を同封すること。

提出期限 令和7年1月26日(日)必着

選 考 方 法 書類選考で適格と判断した者について、面接(令和7年2月中旬予定)及 び健康診断を行って採否を決定する。

採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また、不採用とする者には文書で通知する。

照 会 先 〒630-8211 奈良県奈良市雑司町129 宮内庁正倉院事務所 庶務課長 福冨 電話 0742-26-2811 内線 101